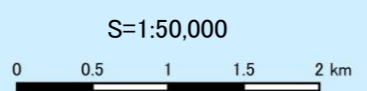
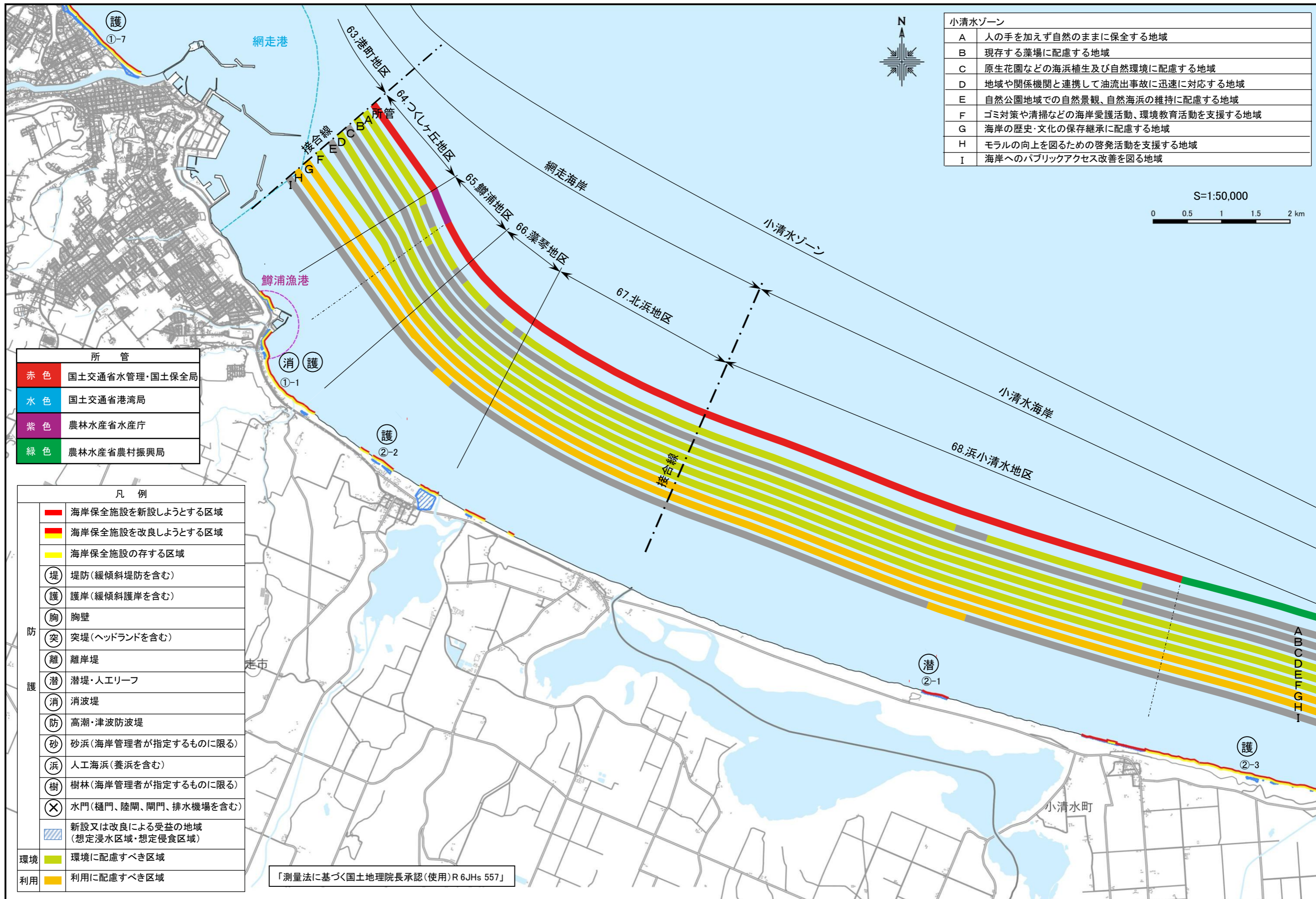


所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

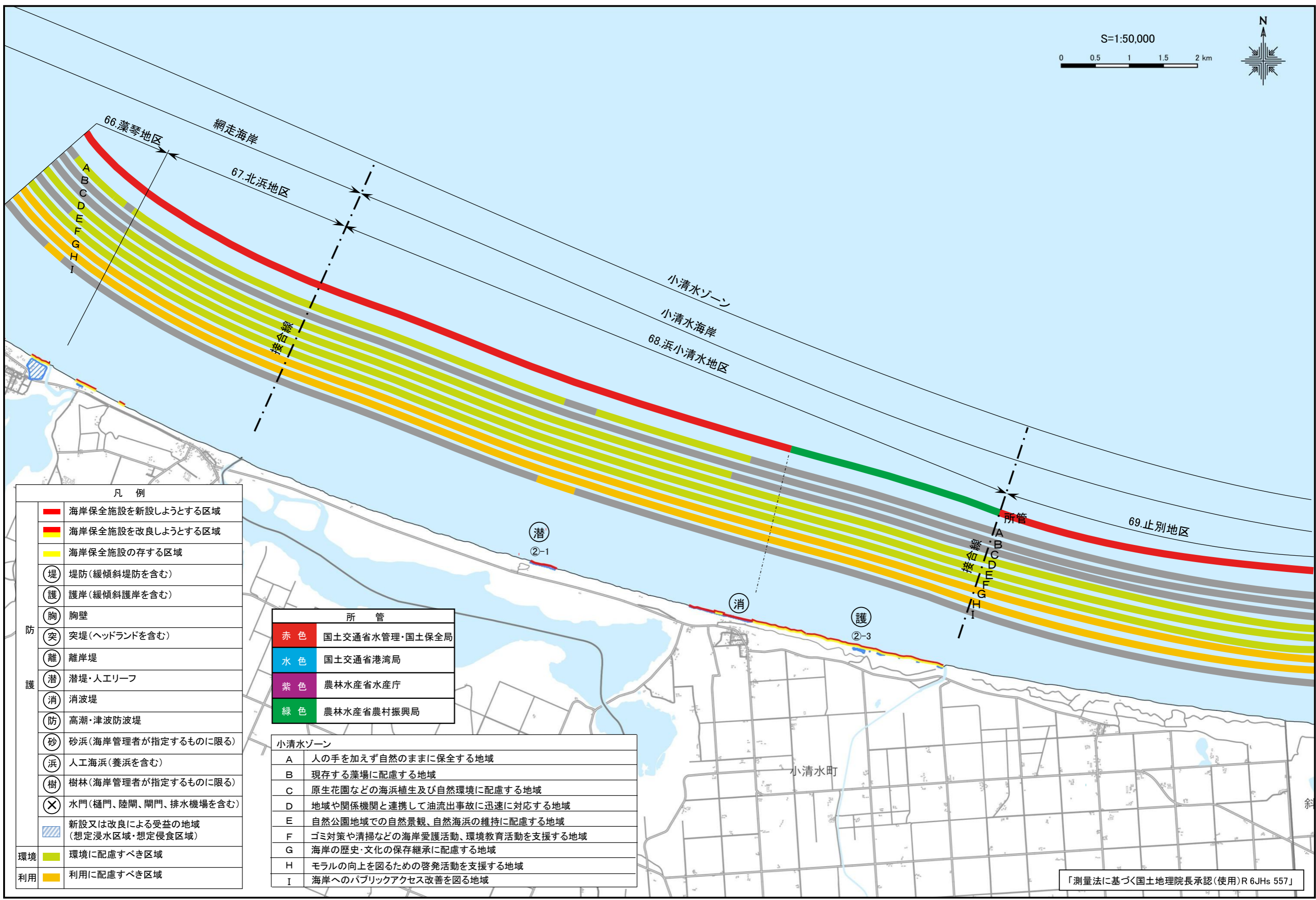
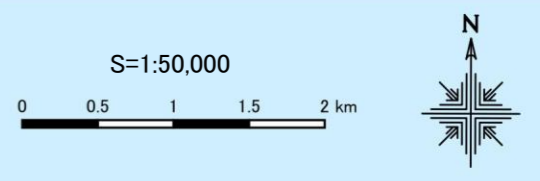


小清水ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



小清水ゾーン 図面番号 2/6



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

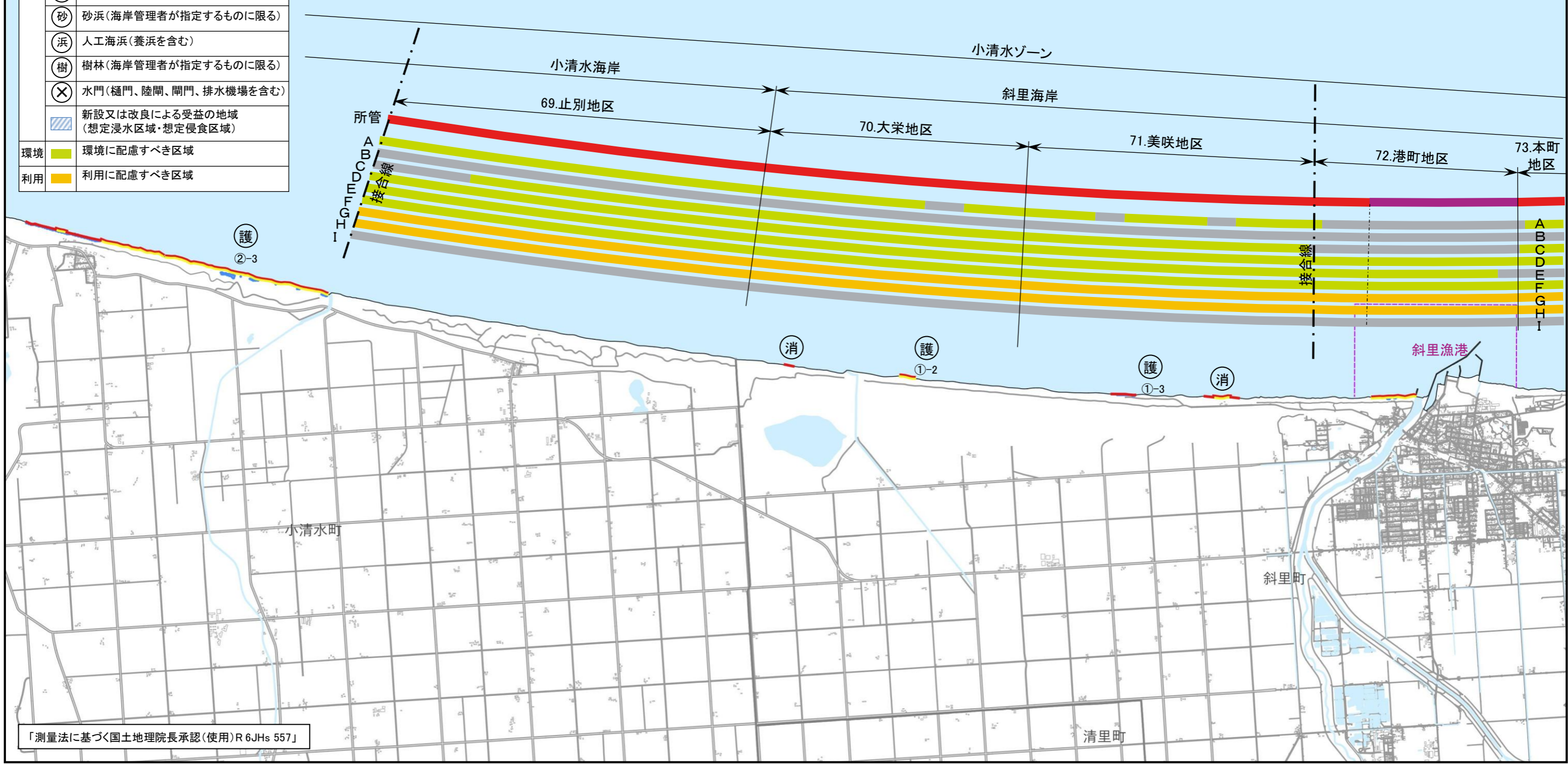
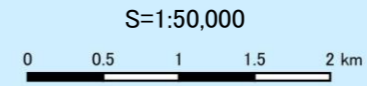
小清水ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

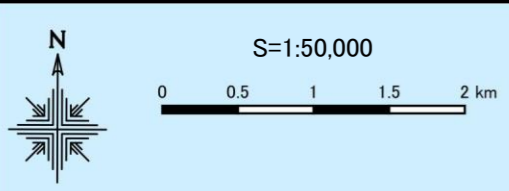
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

小清水ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

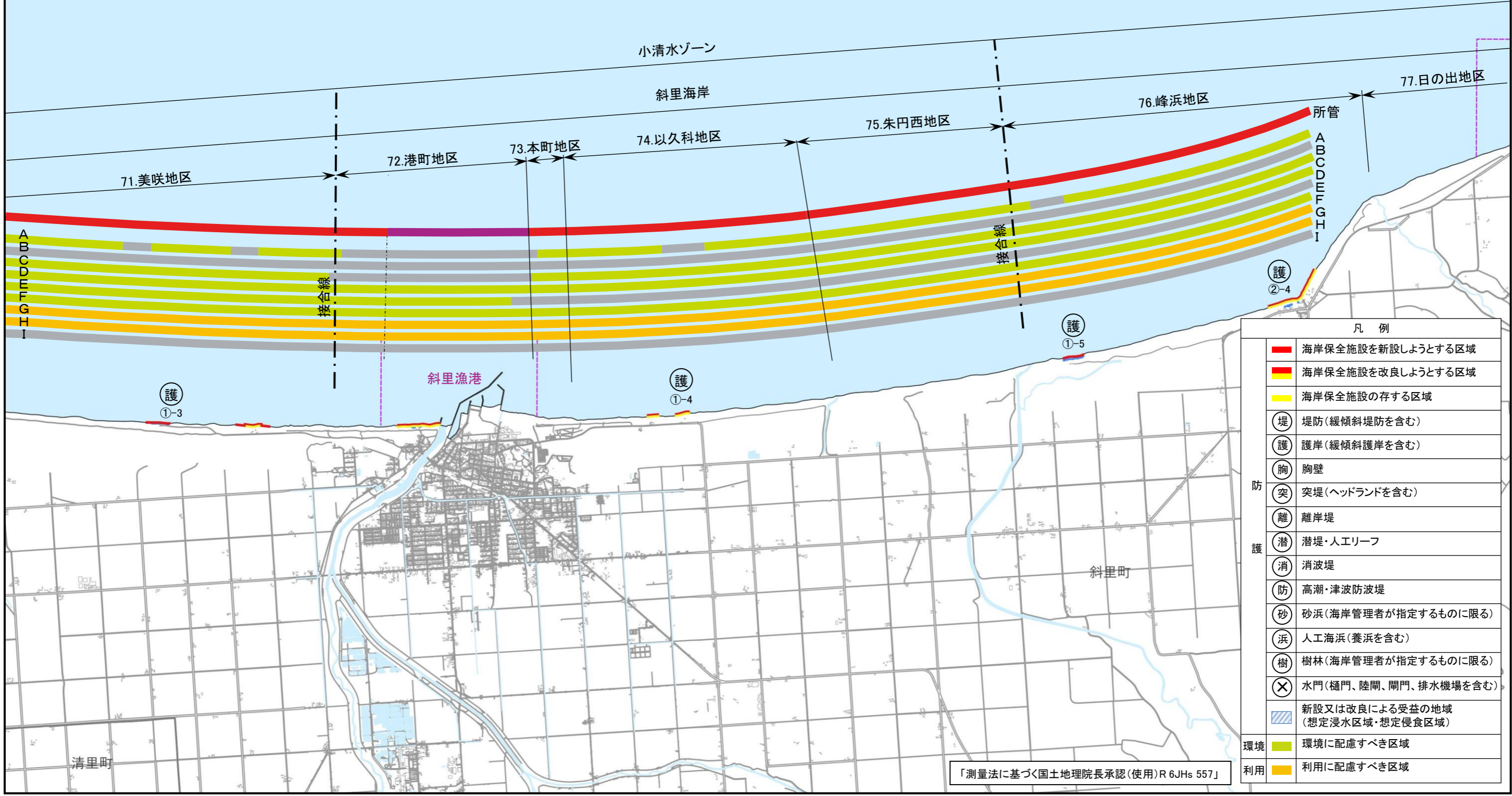


「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

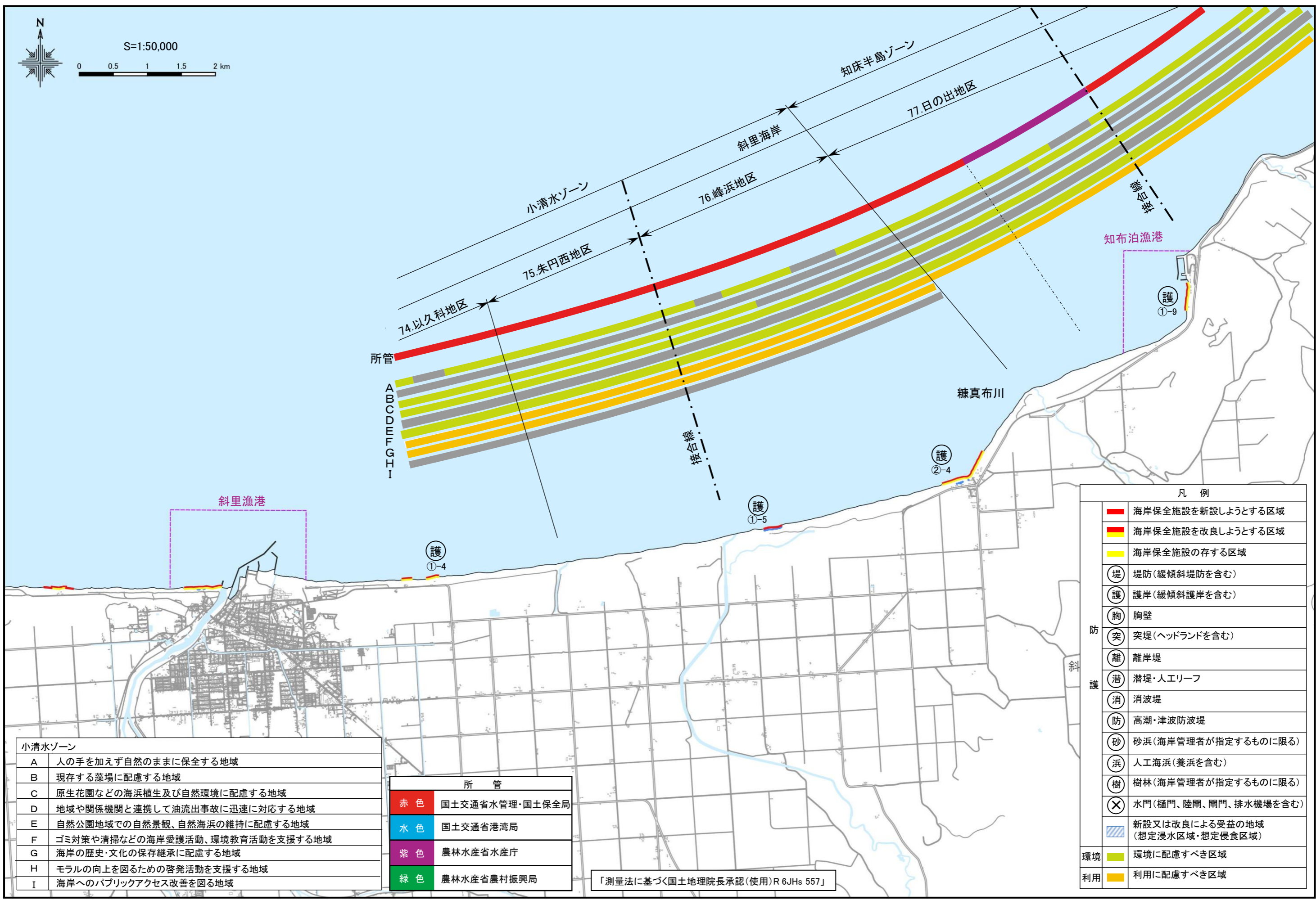
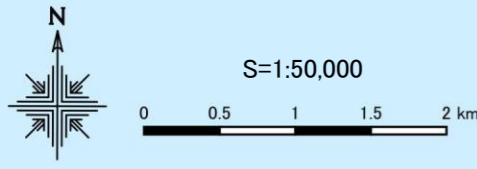
小清水ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

小清水ゾーン 図面番号 5/6



小清水ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	原生花園などの海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
H	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
I	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域